

福島県エネルギー政策検討会設置要綱

(設 置)

第1条 電源立地県としての立場でエネルギー政策全般の検討を行い、今後の本県における電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方を取りまとめるため、エネルギー政策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) エネルギー政策全般に関すること。
- (2) 電源立地地域における地域振興に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は知事、副会長は副知事をもってあてる。

(会 議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方の取りまとめに関する事項について協議調整する。
- 4 幹事会は幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は企画調整部長を、副幹事長は生活環境部長をもってあてる。
- 5 幹事長は、必要に応じて関係次長、課長の幹事会への出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 7 幹事会には、必要に応じて事務局を置くことができる。

(庶 務)

第6条 検討会の庶務は、地域づくり総室において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年8月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成21年7月15日から施行する。
- 8 この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

知 事	企画調整部長	農林水産部長	病院事業管理者	文化スポーツ局長
副 知 事	生活環境部長	土 木 部 長	病 院 局 長	観光交流局長
直轄理事兼安全管理監	保健福祉部長	会計管理者兼出納局長	教 育 長	
総 務 部 長	商工労働部長	企 業 局 長	警察本部長	

別表2（第5条関係）

企画調整部長	生活環境部政策監	土木部政策監	教育庁政策監	企画調整部次長（地域づくり担当）
生活環境部長	保健福祉部政策監	出納局次長	警察本部総務監	生活環境部次長（県民安全担当）
総務部政策監	商工労働部政策監	企業局次長	文化スポーツ局次長	エネルギー課長
企画調整部政策監	農林水産部政策監	病院局次長	観光交流局次長	原子力安全対策課長